

29健障支第256号
平成29年6月30日

各指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害支援課長

指定就労継続支援A型事業所の工賃調査等の提出について（依頼）

日頃より、本市の障害福祉施策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

この度、愛知県より平成28年度工賃実績の調査依頼がありましたので、下記のとおりご回答いただきますようお願いいたします。

また、厚生労働省より示されました「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日付障障発0330号第4号）」に基づき、市内の指定就労継続支援A型事業所を対象に実態調査を実施いたしますので、あわせてご回答をよろしく申し上げます。

また、基準省令の改正に伴い運営規程変更の手続きが必要となりますので変更届のご提出をお願いします。

記

1 提出書類

(1) 工賃調査について

- ・平成28年度工賃（賃金）実績報告（様式1）

(※) 提出にあたっては、「平成28年度工賃（賃金）実績報告記入要領」を十分ご留意ください。

(※) ご提出いただいたデータは、一旦、本市においてとりまとめ、その後愛知県へ提出します。なお、愛知県のホームページにて、事業所ごとに公表されます。

(2) 実態調査について

- ・指定就労継続支援A型事業所に係る実態調査票（様式2）

(※) 代表者印が押されているか確認をしてください。

- ・平成28年度生産活動実績確認表（様式3）

(3) 変更届（運営規程の変更に伴うもの）

- ・運営規程を改正し、変更届を郵送にてご提出ください。

・変更届に必要な書類及び記載方法については別添「記入例」及び「就労継続支援A型事業所の運営規程の例」をご参考ください。

- ・なお、記入例等につきましてはウェルネットなごやに掲載しています。

2 提出期限等

(1) 工賃調査及び実態調査（様式1～3）

提出期限：平成29年7月14日（金）

提出方法：郵送

提出先：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課施設事業係

(2) 変更届（運営規程の変更に伴うもの）

提出期限：平成29年8月10日（木）

（※）運営規程の変更は、遅くとも8月1日までに行ってください。

提出方法：郵送

提出先：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係（事業者指定担当）

3 留意事項

- (1) 各提出書類に係るバックデータ（「就労支援事業別事業活動明細書」等）の追加提出を、個別に求める場合があります。
- (2) 名古屋市の求めにもかかわらず、書類の作成・提出を行わない場合や、内容に虚偽がある場合等には、勧告、命令の措置を講じ、指定を取消しまたは停止することがあります。
- (3) 随時、事業所への実地指導を行う場合があります。

4 問い合わせ先

・名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

(1) 工賃調査に関する事項

施設事業係	電話	972-2560	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

(2) 実態調査に関する事項

指定指導係 （事業者指導担当）	電話	972-2578	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

(3) 運営規程の変更に関する事項

指定指導係 （事業者指定担当）	電話	972-3965	FAX	972-4149
	メールアドレス	a3965@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		